

(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画
(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)
(骨子案)

2026 年 5 月

町田市

1 まちだユニバーサル社会推進計画の基本的考え方

(1) 計画策定の背景と目的

福祉のまちづくりとは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境の整備を目指すものです。

町田市では、1974年、全国に先駆けて施行した「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」や、1993年に市で独自制定した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、2012年に「第1次町田市福祉のまちづくり推進計画」、2017年に「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、福祉のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

2022年には、国の「ユニバーサル社会実現推進法」が掲げる、障がいの有無や年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会＝「ユニバーサル社会」を実現するため、「まちだユニバーサル社会推進計画」と計画名を改め、ハード面としての市内施設・都市基盤のバリアフリーとソフト面としての心と情報のバリアフリーを相互に進めてきました。

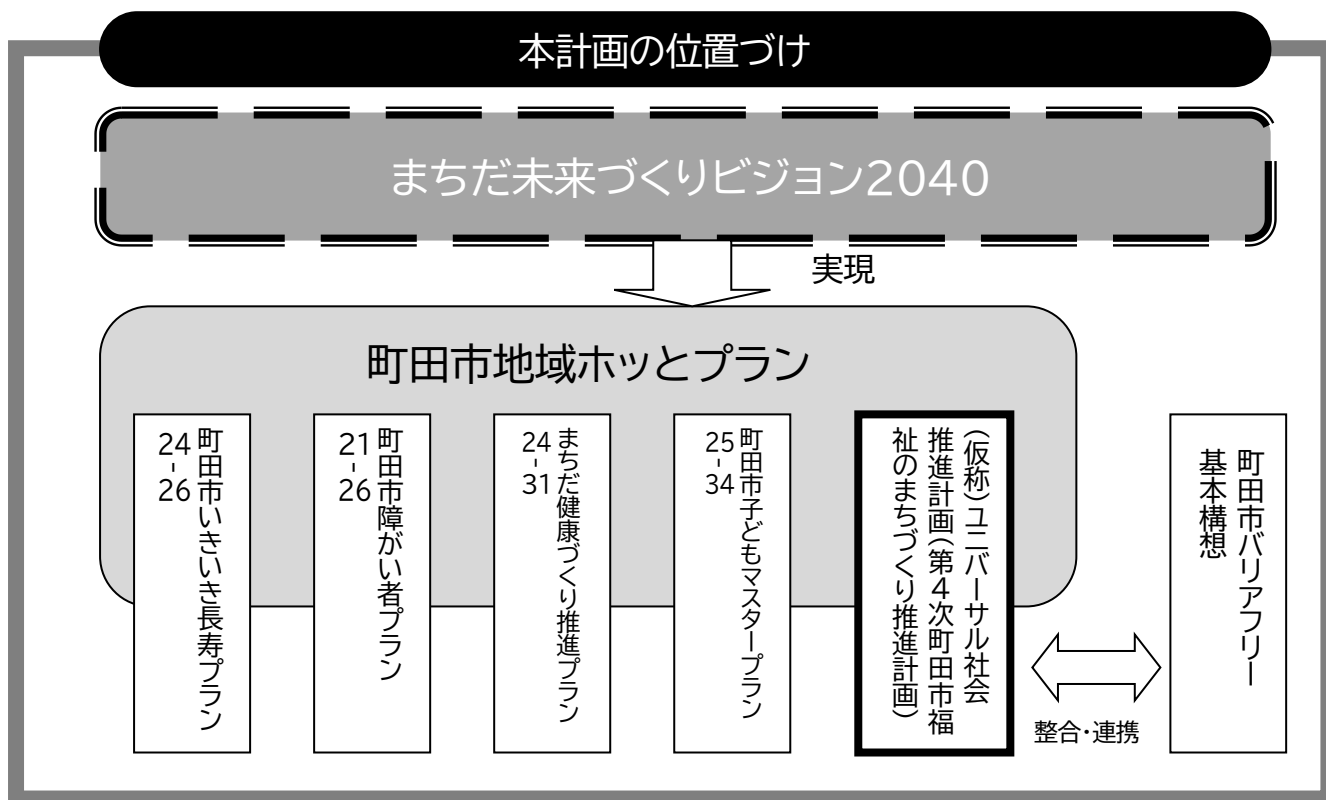
一方で、高齢化の進行や障がい者への合理的配慮の義務化、在住外国人の急増などの社会変化への対応が喫緊の課題となっています。

2026年度の本計画期間終了に伴い、現計画の課題と昨今の社会変化の実情を踏まえ、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、福祉のまちづくりをさらに推進する新たな計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、福祉のまちづくり総合推進条例の規定に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置づけています。

また、町田市基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」及び福祉分野の上位計画である「町田市地域ホッとプラン」のもと、その他の計画とも施策の連携を図りながら福祉のまちづくりを推進します。



(3) 計画期間

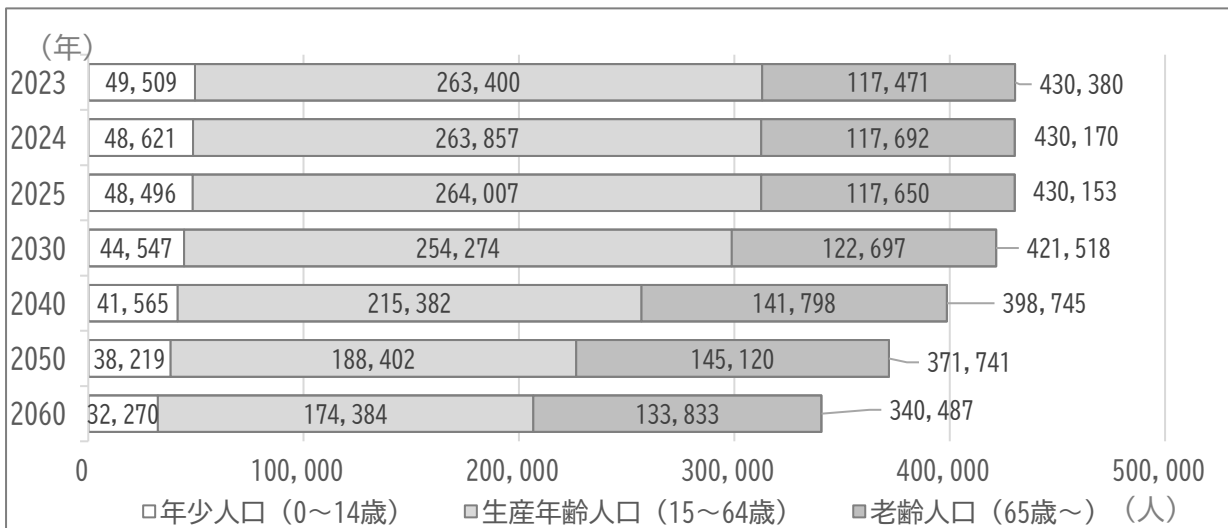
本計画は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の「まちづくり基本目標」及び「町田市地域ホッとプラン」の計画終了と合わせ、2027年度から2031年度までの5年間の計画とします。

計画名 \ 年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
まちだ未来づくりビジョン2040	2040年りたい未来(2022-2039)【基本構想】					
	まちづくり基本目標(2022-2031)【基本計画】					
町田市地域ホッとプラン	2022年度～2031年度(2026年度中間見直し)					
本計画	第3次計画	(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画 2027-2031 (第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)				

2 福祉のまちづくりを取り巻く現状と課題

(1) 社会的背景

【年齢別人口】

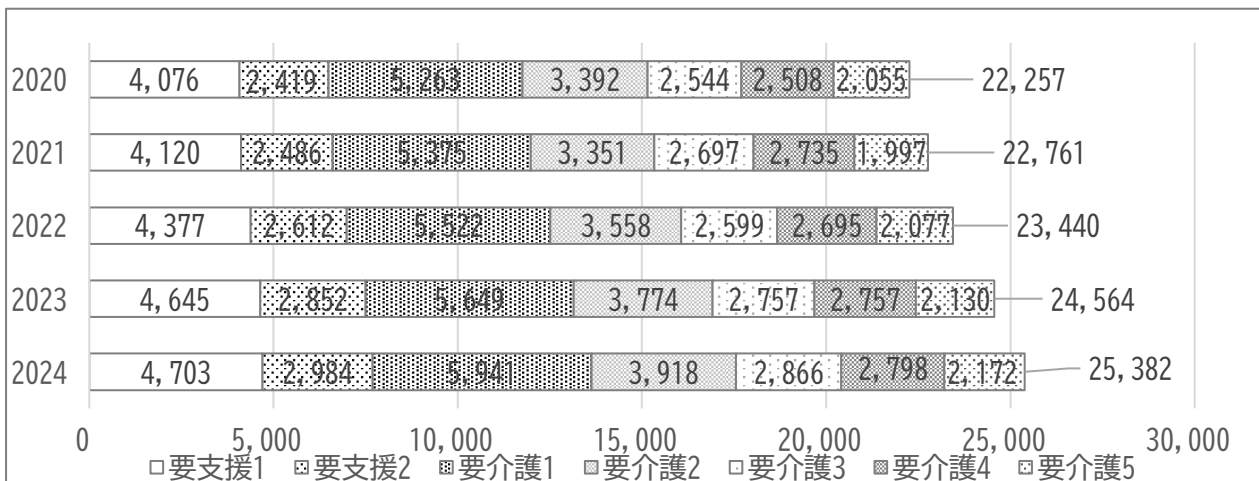


出典：町田市住民基本台帳(4月1日現在)

推計は「町田市将来人口推計報告書(2021年10月)」

町田市の現在の人口は43万人であり、高齢者は全体の27%にあたる約12万人です。今後の推計において、人口は減少する一方で、更に高齢化が進み、2040年には人口の約35%を占めます。

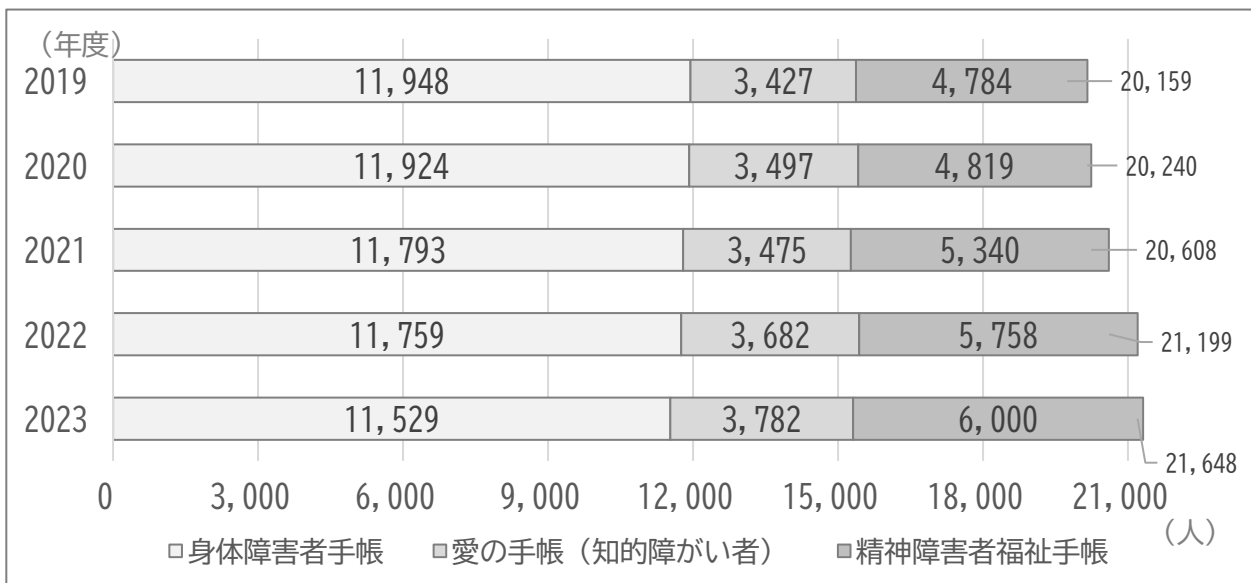
【要支援・要介護認定数】



出典：町田市統計書(各年度末現在)

市内の要介護・要支援認定者数は年々増加しており、今後も人口推移と比例して更に増加すると見込まれています。

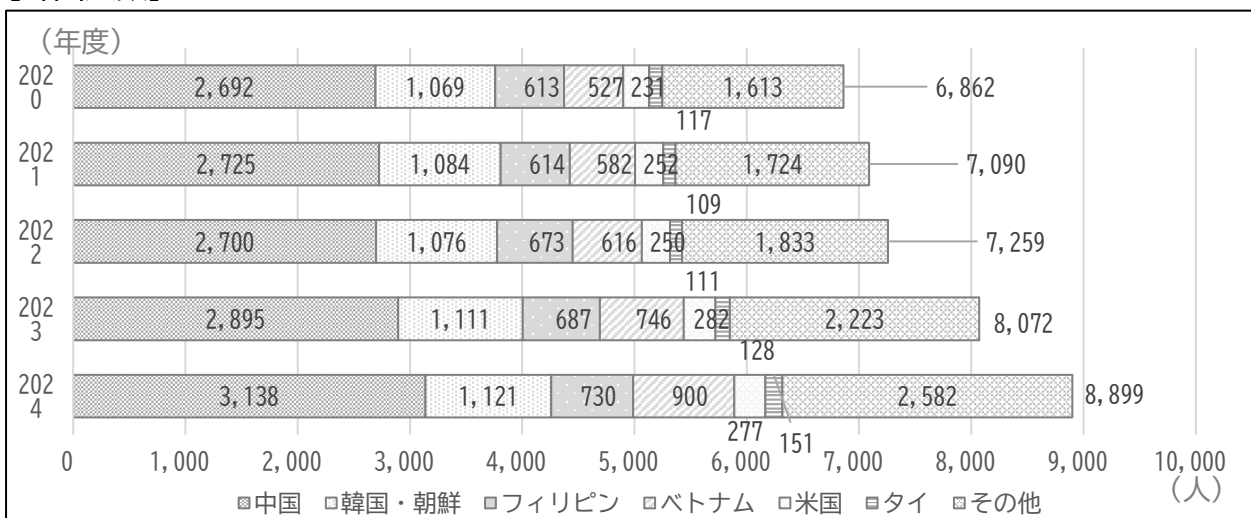
【障害者手帳所持者数】



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

障害者手帳所持者数は微増傾向にあり、大半は身体障害者手帳の所持者である一方で、年々精神障害者手帳の所持者数も増加傾向にあります。

【外国人数】



出典：町田市統計書（各年 1 月 1 日現在）

中長期滞在や永住者など、住民登録のある外国人は、近年で増加傾向にあり、全人口の2%ほどの割合です。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムとアジア圏の方が過半数を占めています。

(2)国や都の動向

【国の動向】

- ユニバーサルデザイン2020行動計画

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、2017年(平成29年)2月の「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

- ユニバーサル社会実現推進法

全ての人が障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会(ユニバーサル社会)の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、2018年(平成30年)12月に制定されました。

地方公共団体に対しては、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進する責務や、障がい者、高齢者等の意見反映に関する努力義務が規定されました。

- 改正バリアフリー法

2020年(令和2年)6月に施行され、施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策も含めたバリアフリー化を促進するため、バリアフリー基本構想における特定事業にバリアフリー教育を推進する「教育啓発特定事業」が規定されました。

また、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進が追加されました。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、2022年(令和4年)5月に制定されました。

地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務が規定されています。

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を醸成し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、2023年(令和5年)6月23日に公布、施行されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理

念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められています。

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」の改正

2025年(令和7年)5月に改正され、車椅子使用者用便所の複数化、車椅子使用者用客席の数の規定及びサイトライン確保について大幅な拡充、車椅子使用者用駐車施設の数の規定及び後部スペースの確保について示されました。また、別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」についても定められました。

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針(第4次目標)

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設等のバリアフリー化の整備目標などを盛り込んだ基本方針の第4次目標が2025年(令和7年)6月に制定されました。2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間で、鉄軌道や建築物等のバリアフリー化を進めるほか、「当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合を約60%」とし、2,000㎡以上の国・都道府県・政令市の特別特定建築物の公共建築工事について、2030(令和12)年度末までに、原則として全ての工事で当事者参画を実施する目標を新設しました。また、「「障害の社会モデル」の理解度を約60%、障がいのある人へ支援をしようとする人の割合及び多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合を原則約100%」とする旨が規定されました。

- 手話に関する施策の推進に関する法律

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段として、手話に関する施策を総合的に推進するため、2025年(令和7年)6月25日に公布、施行されました。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組む旨が規定されています。

【都の動向】

- 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(通称:東京都障害者差別解消条例)

障害を理由とする差別をなくし、共生社会の実現に寄与することを目的とし、2018年(平成30年)10月1日に施行されました。

全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び「障害の社会モデル」に関する理解を深めることを基本として推進することとなっています。また、都民及び事業者は、障害、障害者及び障害の社会モデルについて自ら積極的に関心と理解を深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める必要があります。

- 東京都手話言語条例

手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、2022年(令和4年)9月1日に施行されました。

- 東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年度～令和10年度)の策定

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、2024年(令和6年)3月に同計画を策定し、以下の5つの視点に立って、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

- ① 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- ② 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- ③ 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- ④ 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- ⑤ 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

(3)市における福祉のまちづくりの主な取組

1974年	町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱 制定 「車いすで歩けるまちづくり」を目指し、全国に先駆けて道路、建築物の基準を示し、都市環境の整備を促進しました。
1993年	町田市福祉のまちづくり総合推進条例 制定 道路の段差解消をはじめとする高齢者、障がい者等に配慮した市内の建築物や道路等、施設のバリアフリー化の推進について規定しました。
2002年	心のバリアフリーハンドブック 作成
2006年	情報バリアフリーハンドブック 作成
2010年	町田市福祉のまちづくり総合推進条例 改正 高齢者や障がい者をはじめとする全ての人が、安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現を図るため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づく改正を行いました。
2011年	町田市バリアフリー基本構想 全体方針 策定
2012年	第1次町田市福祉のまちづくり推進計画 策定
2017年	第2次町田市福祉のまちづくり推進計画 策定
2022年	まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定
2025年	心のバリアフリーハンドブック・情報バリアフリーハンドブック 改定

3 課題を踏まえた計画策定の方向性

市民アンケートや現計画の評価から得られた課題と昨今の社会変化の実情を踏まえ、課題を整理し、以下の方向性を示します。

【課題1】

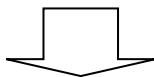
市民が安心・安全に暮らすための建築物や道路等の更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備

市民アンケートでは、依然として道路の整備や子育て世代においてはベビーケアルームの整備などに問題や不便を感じているという結果が出ています。

また、本計画の自己評価においても、建築物だけでなく道路や公園においても利用者にとって使いやすい施設整備を課題としています。

そのため、高齢者や障がい者、子育て世帯等、全ての人が安心・快適に町田市で暮らし、生活できるよう、多様化するニーズに対応したハード面における更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備が必要です。

【方向性1】



誰もが安心・快適・安全に利用できるバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境整備の更なる推進

【課題2】

市民や事業者への心のバリアフリー・情報バリアフリーの学びの機会創出

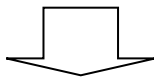
心のバリアフリーの認知度は依然として用語を理解している市民が半数もいないことから、普及が進んでいない実態があります。

市民アンケートから、「心のバリアフリー」を推進するためには「障がい者・高齢者等へのサポートに役立つ具体的な情報を提供すること」や「学校教育等でのバリアフリー教育の機会を増やすこと」と、全世代に向けた学びの機会が求められています。

一方で、本計画の自己評価では、「まちだの福祉講座」等学びの手法について見直し、学びたいと思うような内容を検討することが課題となっています。

これらから、「心のバリアフリー」及び、「情報バリアフリー」を理解し、周りの人を支えられるよう、あらゆる世代に講座や研修等において学びたいと思える機会を創出する必要があります。

【方向性2】



市民や事業者への心のバリアフリー・情報バリアフリーの学びの機会創出

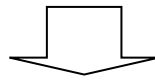
【課題3】

誰にでも分かりやすい内容、平等に得られる情報発信方法の検討

市民アンケートにおいては、市が発信する広報紙及び通知等について、依然として「字が小さい」や「内容が理解しにくい」という声が一定数あります。

こうしたことを踏まえ、本計画では、市のホームページへのUDフォントの採用や通知・冊子へのUni-Voiceの導入など、すでに情報のバリアフリーの取組を開始しています。今後もこうした取組を市役所のみならず民間事業者を含め、様々な媒体に広めていくことが求められています。

あらゆる人が平等に十分な情報を得られるよう、そして、情報を発信する全ての人が、ユニバーサルデザインに配慮した発信を行えるよう推進する必要があります。



【方向性3】

誰にでも分かりやすい内容を誰もが平等に得られる情報の発信

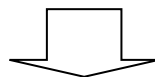
【課題4】

災害時に誰もが安心して避難できるバリアフリー環境整備

市民アンケートでは「避難場所での生活（トイレなど）」に不安を感じる市民の割合が高く、引き続き誰もが安心して避難できる環境や必要な情報を取得できる環境の整備が求められています。

また、本計画の自己評価においても、新たな二次避難施設の確保や、一次避難所においても視覚障がい者・聴覚障がい者など情報を得にくい方への災害時の必要な情報を取得できる環境の整備等を課題としています。

そのため、誰もが災害情報を得られる環境の整備や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、二次避難施設の確保等、全ての人が安全・安心して避難できるような環境整備に取り組む必要があります。



【方向性4】

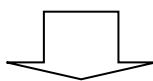
誰もが災害時に安心して避難できる環境整備の推進

【課題5】

市民団体や事業者等と行政が協働するバリアフリー啓発の推進

本計画の自己評価において、特に心のバリアフリーの啓発については、普及が進んでいない実態があります。より組織的に社会全体の課題としてバリアフリーに取り組んでいくためには、団体や事業者など多様な主体と連携・協働しながら普及啓発活動に取り組んでいくことが大切です。

そのため、市民団体や民間事業者と協働し、イベントや講座等の実施する側も参加する側も自分ごととして捉えられるような推進事業の普及啓発に取り組む必要があります。



【方向性5】

市民団体や事業者等と行政が協働するバリアフリー啓発の推進

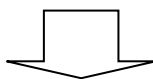
【課題6】

推進事業を行うに当たっての当事者意見聴取

福祉のまちづくりの推進事業をよりよくしていくためには、障がい者や高齢者、子どもなど幅広く当事者の声を聞きながら事業を進めることが大切です。

また、国では2,000㎡以上の国・都道府県・政令市の特別特定建築物の公共建築工事について、2030(令和12)年度末までに、原則として全ての工事で当事者参画を実施することを目標に掲げています。

以上から、全ての人が安心・快適に町田市で暮らし、生活できるまちづくりを目指す「福祉のまちづくり」において、障がい者等当事者をはじめとする市民の意見を聞き取り、事業に反映できるよう、当事者意見が聴取できる場をより一層広げる必要があります。



【方向性6】

障がい者等当事者意見を踏まえた事業の実施

4 目指すまちの未来像

これまでの福祉のまちづくりに係る取組や3で示した方向性をもとに、次のまちの未来像を掲げます。

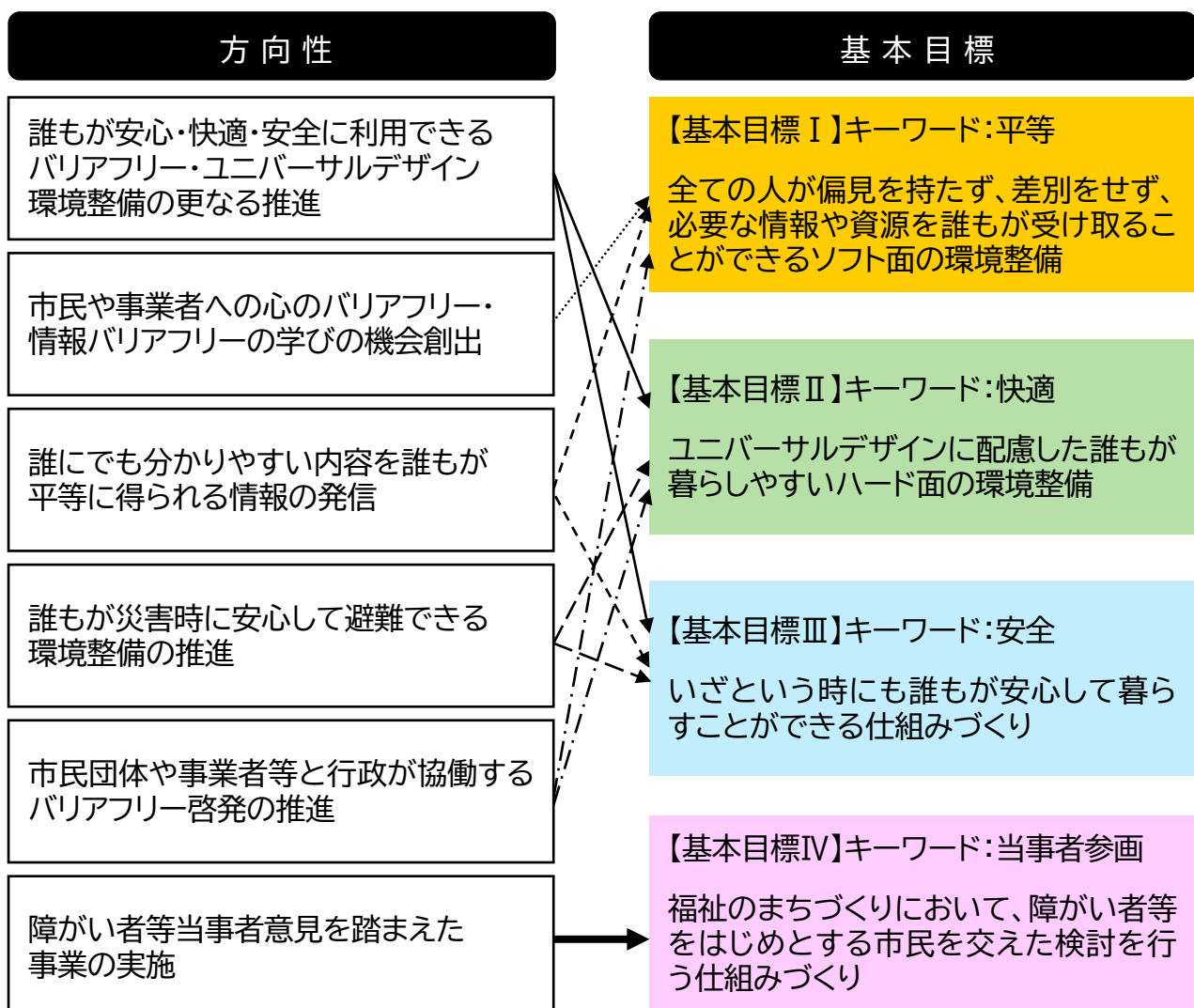
誰もが 日常生活やいざという時でもささえあい 平等・快適・安全にいきいきと
自分らしく暮らすことのできるまち

上位計画である「町田市地域ホツとプラン」の基本理念である「地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ」と理念を共有し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から自分らしく暮らせる福祉のまち、そして町田市の基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」のキャッチコピーのように「なんだ かんだ まちだ」といわれるまちを目指します。

5 計画の基本目標と基本施策の考え方

5-1 基本目標

計画の策定にあたって、3で示した6つの方向性から、基本目標のキーワードとして、「平等」・「快適」・「安全」・「当事者参画」の4つに分類しました。



5-2 基本施策の概要

4つの基本目標から、それぞれの基本施策を以下のとおり整理します。

基本目標Ⅰ【平等】：心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

全ての人々が偏見を持たず、また差別をせず、お互いを尊重し、支え合う心のバリアフリーを推進し、誰もが同じ情報を受け取ることができる情報バリアフリーを行政のみならず、市民や民間事業者も実行できるよう、ソフト面におけるバリアフリー環境の整備を目指します。

- ▶施策1 心のバリアフリーにつながる普及啓発活動の充実
- ▶施策2 誰もが平等に情報を受け取れる発信方法の推進
- ▶施策3 官民協働によるバリアフリー啓発の推進

基本目標Ⅱ【快適】：ユニバーサルデザイン環境整備の更なる推進

全ての人々が快適にまちの中で生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や都市基盤の環境整備に取り組みます。

また、市のみならず民間事業者においても、町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく施設設備が進むよう、条例の周知啓発に取り組みます。

- ▶施策1 市の建築物におけるユニバーサルデザイン環境整備の更なる推進
- ▶施策2 町田市バリアフリー基本構想に基づく面的環境整備の推進
- ▶施策3 民間事業者に向けた条例の周知啓発

基本目標Ⅲ【安全】：いざという時にも安心して暮らせる環境の整備

災害時・緊急時など、いざという時にも誰もが安心して行動できる環境や必要な情報を取得できる環境の整備を目指します。

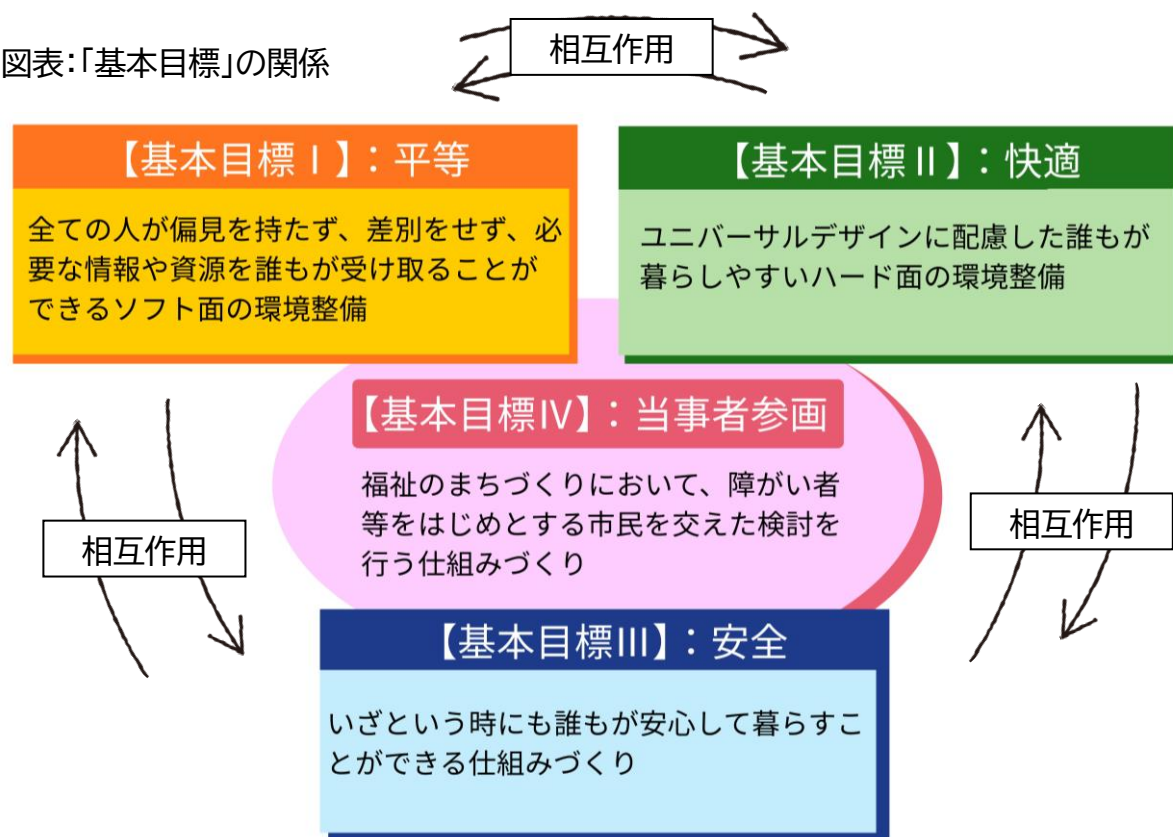
- ▶施策1 誰もが災害時に安心して避難できるハード環境の整備
- ▶施策2 災害時に誰もが平等に得られる情報の提供
- ▶施策3 誰一人取り残さない要配慮者への支援

基本目標Ⅳ【当事者参画】：当事者参画の仕組みづくり

福祉のまちづくりに関する事業のプロセスにおいて、事業の初期段階から事業の評価まで障がい者等をはじめとする市民を交えた検討を行うことによって、スパイラルアップにつながる仕組みづくりに取り組みます。

- ▶施策1 障がい者等当事者意見を踏まえた事業の実施

図表:「基本目標」の関係



5-3 施策体系

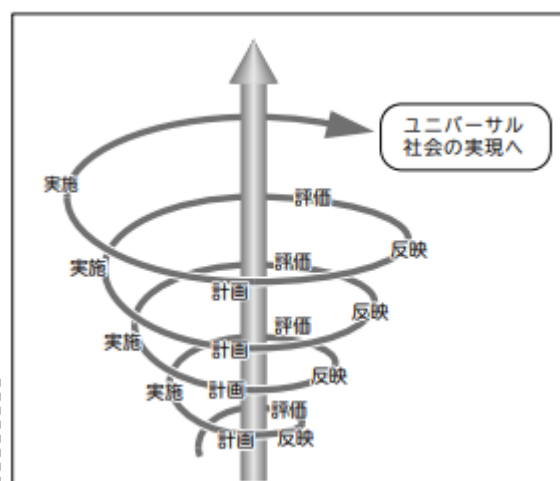
別紙参照

6 取組の評価、検証、スパイラルアップ

ユニバーサル社会を実現する取組を進めるに当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市と市民(団体)、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めていくことになります。また、取組が完了した後、改めて、目標が達成されたかどうか、事業の推進過程で市民参加や意見反映ができたかどうか、そのほか満足度などを評価し、次の取組に活かしていく、スパイラルアップ(図1)が必要となります。

評価に当たっては、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上を展開するための「自己評価」と、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」を組み合わせた評価手法を導入し、事業の進捗状況だけでなく、取組の課題を適切に把握し、改善(スパイラルアップ)に活かすことを目指します。

図1:計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、反映(Action)を繰り返すことで継続的に事業改善を行います。



7 計画の推進体制

以下の体制において、本計画を推進します。

(1)町田市福祉のまちづくり推進協議会

①位置付け、構成

- ・市長の諮問機関として設置し、事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員で構成

②役割、機能

- ・本計画の評価、検証
- ・評価、検証に当たり、市民(ユーザー)のニーズの把握

(2)庁内

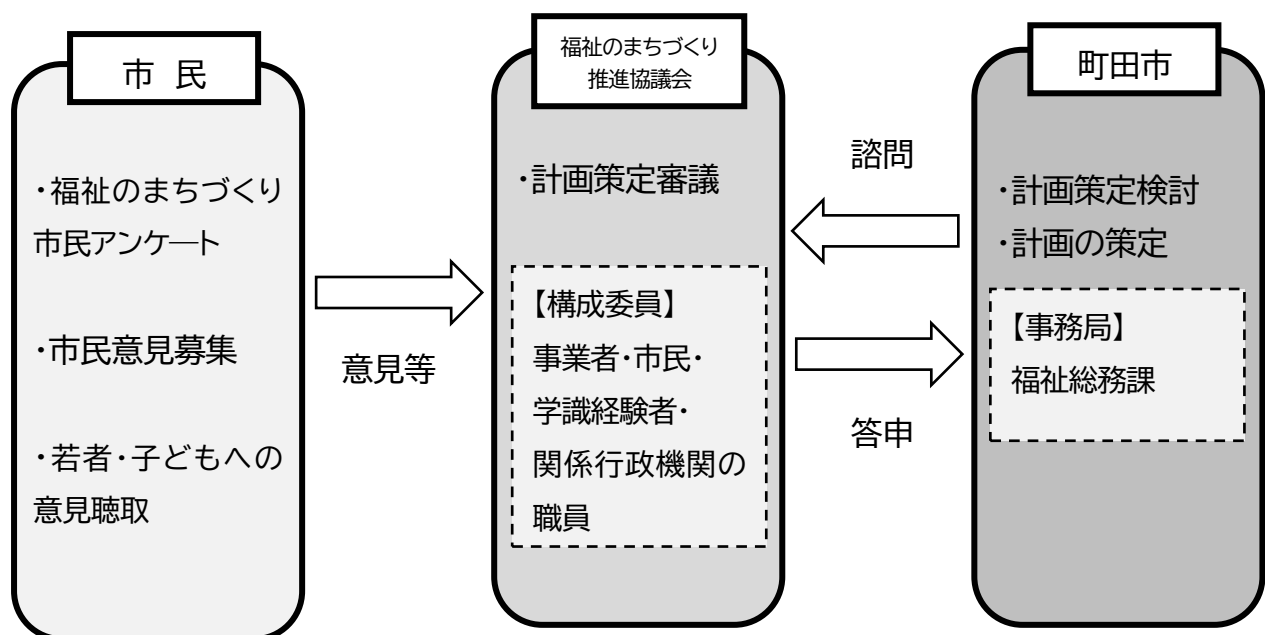
- ・各課でスパイラルアップによる事業改善
- ・町田市福祉のまちづくり推進協議会庶務及び推進事業の進捗管理(福祉総務課)

(3)取組主体間のネットワークの形成

- ・「市民」「団体」「事業者」「関係機関」などと相互に連携、協働し事業を推進

8 計画策定の体制

以下の体制で、計画の策定を行います。



9 策定スケジュール

